

令和7・8年度（2025・2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る 技術事項等評価項目申請要領（格付申請）

1 申請の対象者

「令和7・8年度（2025・2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者で、次のいずれかに該当する者。

- （1）令和5年（2023年）1月から令和6年（2024年）12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- （2）令和6年（2024年）6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）又は令和5年度（2023年度）に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、令和6年（2024年）12月31日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者
- （4）令和6年（2024年）9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- （5）令和6年（2024年）12月31日現在において、常勤の従業員又は役員が県内の消防団に入団している者、県内市町村から消防団協力事業所表示証の交付を受けている者又は保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- （6）令和5年（2023年）1月から令和6年（2024年）12月までの間に、建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い、5百万円以上の支出を行った者
- （7）令和6年（2024年）9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- （8）令和2年（2020年）1月から令和6年（2024年）12月までの間に、特許権、NETIS（新技術情報提供システム）又は熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録が行われた実績のある者
- （9）令和5年（2023年）1月から令和6年（2024年）12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- （10）令和6年（2024年）9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- （11）令和6年（2024年）9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- （12）経営事項審査における審査基準日以降、令和6年（2024年）9月30日までの間に技術職員の人数又は保有資格に変動があった者
- （13）令和4年（2022年）4月1日以降に企業合併等を行い、合併特例措置の適用を受けている者
- （14）平成22年（2010年）4月1日から令和6年（2024年）12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者

- (15) 令和元年（２０１９年）１０月１日から令和３年（２０２１年）９月３０日までの間に、満３５歳未満の者を採用し、令和６年（２０２４年）９月３０日現在で３年以上継続雇用している者
- (16) 令和２年（２０２０年）１月から令和６年（２０２４年）１２月までの間に、従業員又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (17) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成２２年熊本県条例第１６号）に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤環境配慮計画書（いずれも計画期間に令和６年度（２０２４年度）を含むものに限る。）を任意で県に提出している者
- (18) 令和７年（２０２５年）１月３１日現在において、ブライト企業に認定されている者
- (19) 令和７年（２０２５年）１月３１日現在において、熊本県ＳＤＧｓ登録制度に登録されている者
- (20) 令和７年（２０２５年）１０月１日から令和９年（２０２７年）３月３１日までを有効期間とする熊本県工事入札参加者資格審査格付の等級が、令和６年度（２０２４年度）における等級より上位の等級に昇格する場合に令和６年度（２０２４年度）の等級に留まること又は令和６年度（２０２４年度）の等級より下位の等級に降格することを希望する者

２ 申請の受付

（１）申請の方法

次のいずれかの方法によること。

- ① 郵送（※簡易書留など、引受けから配達までの送達過程が記録される方法に限る。）

（２）受付期間及び提出先

① 受付期間

令和７年（２０２５年）６月２３日（月）から令和７年（２０２５年）７月２５日（金）まで（令和７年（２０２５年）７月２５日の消印有効）

② 提出先

〒８６２－８５７０（住所記載不要）
熊本県土木部監理課建設業班 格付担当

３ 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
(1)	令和７・８年度（２０２５・２０２６年度）熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書（別記様式１）	１部
(2)	別に定める「技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類	１部

４ 審査及び結果通知

- (１) 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成１５年熊本県告示第２２１号）に基づき、格付について審査を行う。
- (２) ３に掲げる提出書類に不足のある者については、当該項目の評価は行わない。
- (３) 審査の結果は令和７年（２０２５年）９月末までに文書にて通知する予定である。

5 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班 格付担当

熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 8 5